【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年10月４日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社ゼンショーホールディングス
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区港南二丁目18番１号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目18番１号
【電話番号】	０３－６８３３－１６００
【事務連絡者氏名】	常務取締役兼ＣＦＯ　湯原 隆男
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社ゼンショーホールディングス （東京都港区港南二丁目18番１号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社ゼンショーホールディングスをいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、株式会社マルヤをいいます。
（注３）　本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注４）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注６）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注７）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注８）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注９）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第１【公開買付要項】

１【対象者名】

株式会社マルヤ

２【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

３【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、2012年10月３日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部にその株式を上場している対象者を連結子会社化することを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けに際して、当社は、対象者の第二位の主要株主であり、かつ対象者の創業者であり最高顧問を務める新井誠一氏（所有株式数4,177,138株、対象者が2012年10月３日に提出した第51期第２四半期報告書（以下「対象者第51期第２四半期報告書」といいます。）に記載された2012年８月20日現在の発行済株式総数23,185,983株に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。）18.02%）、対象者の第三位の主要株主であり新井誠一氏の親族が取締役社長を務める株式会社アライ興産（以下「アライ興産」といいます。所有株式数3,167,638株、所有割合13.66%）及び対象者の大株主であり新井誠一氏の親族が取締役を務める有限会社西町コーポ（以下「西町コーポ」といいます。所有株式数1,391,869株、所有割合6.00%）との間で、2012年10月３日付で公開買付応募契約書を締結し、新井誠一氏、アライ興産及び西町コーポ（以下、新井誠一氏、アライ興産及び西町コーポを総称して「応募予定株主」といいます。）のそれぞれが保有する対象者普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（合計8,736,645株、所有割合37.68%）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。

本公開買付けは、対象者を連結子会社化することを目的としているため、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数（以下「買付予定数」といいます。）については、対象者第51期第２四半期報告書に記載された2012年８月20日現在の対象者の発行済株式総数（23,185,983株）の過半数に相当する株式数（11,593,000株、所有割合50.00%）を買付予定数の下限としております。従って、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

一方、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではありませんが、当社は、応募予定株主以外の対象者の株主の皆様に対しても売却の機会を確保するために、買付予定数には上限を定めていないことから、買付予定数の下限以上の応募があった場合に、当社が本公開買付けにより買付け等を行う最大株式数は、対象者第51期第２四半期報告書に記載された2012年８月20日現在の対象者の発行済株式総数（23,185,983株）から同四半期報告書に記載された2012年８月20日現在の対象者が保有する自己株式（7,813株）を除いた株式数（23,178,170株）となります。

対象者が公表した2012年10月３日付「株式会社ゼンショーホールディングスによる当社株券に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者の取締役５名全員が出席した同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の向上に資すると判断し、取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者取締役会は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）が近時の東京証券取引所における対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付価格が太陽ＡＳＧ有限責任監査法人（以下「太陽ＡＳＧ」といいます。）から取得した対象者株式の株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれることからすれば、本公開買付価格は適切であると判断するものの、本公開買付けは、当社として対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、また、対象者としても、本公開買付け成立後も引続き対象者株式の上場が維持されるべく対応する方針であることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様に判断を委ねることとしたとのことです。

さらに、上記取締役会には社外監査役２名を含む対象者監査役の３名全員が出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、1982年に設立された会社であり、同年に郊外型ファミリー牛丼店の「すき家」をスタートし、その後、1997年には店頭公開、1999年には東京証券取引所市場第二部上場、2001年には東京証券取引所市場第一部上場を果たしました。2000年からは、既存業態の出店に加え、Ｍ＆Ａの活用によって事業拡大を図り、2011年には事業のグローバル展開のため持株会社

体制に移行しました。当社グループは、2012年３月末現在、当社及び子会社34社の計35社により構成されており、「すき家」、和風牛丼・京風うどんの「なか卯」、スタンダードレストランの「ココス」及びハンバーグ＆ステーキレストランの「ビッグボーイ」等を全国的に展開するなどフード業の経営を幅広く行っており、国内外で4,314店舗の運営を行っております。

当社では「世界から飢餓と貧困を撲滅する」というビジョンを実現するために、創業時よりマス・マーチャンダイジング・システム（以下「ＭＭＤ」といいます。）を構築してきました。原材料の調達から工場における加工・物流・店舗でのお客様への提供までを一貫体制で行うＭＭＤにより、安全でおいしい商品の適正価格での提供と品質の向上に努めており、日本及び海外にフード業を広く展開しております。そしてＭＭＤ構築のために、農産物、畜産物、水産物を品目別に加工する体制を作り上げ、物流、販売のシステムを設計し、自ら作り、自らオペレーションを行う、という仕組みづくりに取組んできました。このＭＭＤによって、原材料から最終商品まで、安全性と品質に責任を持つことができ、また、安全でおいしい商品をお客様に手頃な価格で提供することを実現しています。

また、当社では食の安全を常に最優先に考えており、お客様が安全な食事を安心して召し上がって頂けるよう、食品安全追求本部を設置し、業界水準より厳しい基準で食材の安全性や店舗の衛生管理を行っております。過去、野菜に関しては残留農薬、牛肉についてはＢＳＥ、等が社会問題にもなりました。これらに対し、当社では残留農薬については国内で使用されているほぼ全ての農薬について残留チェックを行うとともに、輸入食材についても同様の基準で検査を行っております。さらに、ＢＳＥ問題に対しても、自社の管理のもと安全な飼料により飼育された牛肉を使用しております。

一方、対象者は、1962年に生鮮食料品等の小売販売を目的として埼玉県春日部市に設立された会社であり、1994年に店頭公開、1995年に東京証券取引所市場第二部上場を果たしました。対象者は「地域社会に愛され、信頼される店づくり」を経営理念にして、2012年２月20日現在、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県に50店舗を有し、生鮮食料品・非生鮮食料品・日用品雑貨等を主体とした地域密着型スーパーマーケットチェーン「マルヤ」を展開しております。

対象者が属する小売業界は、競合他社との価格競争や個人所得の伸び悩み、雇用不安による個人消費の停滞により、経営環境は依然厳しい状況が続いております。かかる厳しい経営環境のもと、対象者は「地域社会に愛され、信頼される店づくり」の経営理念を実現するために、生鮮部門の強化、新規商品の発掘、在庫削減等に注力しております。また、経費節減に取り組むほか、施設を転貸するなどにより収益の改善に努めてまいりましたが、業績回復の足取りは重い状況となっております。対象者は、今後の取るべき施策として、これまでとは別角度からの大胆な戦略の実施のほか、新規出店や更なる既存店舗の改装などの設備投資の必要があると考え、これらを実現するための新たなパートナーを得ることで、新生マルヤを創ることが最善の選択であると判断したとのことです。

このような状況の中で、当社は、2012年５月に対象者から資本参加と業務の共同展開の提案を頂きました。当社は、当社のビジョンである「世界から飢餓と貧困を撲滅する」を実現するためにはより多くの商品提供チャネルの構築は課題の一つであり、安全でおいしい商品をより多くのお客様にご提供できる体制を整えるため、これまでのレストランサービス業に加えて、通信販売や食材の卸売も手がけて参りました。特に、より多くのお客様に商品提供が出来る小売業のチャネルは当社ビジョンの実現に必要不可欠であると認識しており、2007年２月には野菜の専門店である株式会社ユナイテッドベジーズ（以下「ユナイテッドベジーズ」といいます。）に資本参加、2009年７月には連結子会社化し、小売業への展開も図って参りました。対象者の店舗は埼玉県東部から千葉県にかけてのベッドタウンに立地しており、東京都や神奈川県を中心とした周辺地域から西日本にかけて立地するユナイテッドベジーズの店舗との地理的な重複は少なく、営業面で既存のビジネスとの競合はありません。また、対象者の店舗が立地するテリトリーは、当社のレストランの集中する地区でもあることから、物流や商品供給面でのシナジーが見込まれ、当社のレストランビジネスで培った効率化とホスピタリティの改善により対象者店舗の魅力向上が可能と判断しました。一方で、対象者も競合他社との競争が激化する中で商品調達力の向上と業務の効率化、店舗魅力の向上は喫緊の課題としているところであり、当社のリソースの活用により企業価値の向上につながると考えております。

当社及び対象者の企業価値向上に資するための具体的施策として、現在検討を進めておりますのは次のとおりです。

① 当社からの商品供給、並びに共同仕入れによる商品力の向上

（精肉） 当社グループでは牛肉を中心に多量の畜産物を扱っており、共同仕入れによる調達力を強化できます。

（青果） 当社子会社であるユナイテッドベジーズが日本全国に開発した産地からの直接仕入れ、及び様々な業態への出店で培った店舗運営ノウハウにより営業強化を図ります。

（鮮魚） 当社及び当社の子会社である株式会社はま寿司の水産品調達を通じて蓄積した国内、国外の仕入れルートを活かし、より良い商品の提供を行います。

（デリカ）当社がレストランサービス業で培ったメニュー開発力を活かしより上質でおいしい商品を提供します。

（食品） 当社グループの調達ルートと物流拠点を活かしたマーチャンダイズ全般の強化により、より魅力と値頃感のある品揃えを行います。

② 店舗サービス、特に接客技術の向上による顧客満足度の向上

当社がレストランサービス業で培った店舗接客のための教育制度を導入することにより、顧客満足度の向上を図ります。

③ 食品安全と店舗・プロセスセンター衛生管理の向上

当社で行っている、業界水準と比較して大幅に厳しい食品検査基準及び店舗・プロセスセンター衛生管理基準を対象者においても実施することにより、お客様が安全な商品を清潔な環境でお買い物できる体制を整えます。

④ 効率化の推進

当社が全社を挙げて取り組んでおり、かつ蓄積してきたノウハウである業務運営の効率化手法について、対象者への導入を図ります。

⑤ 共同での店舗開発、出店、店舗の再配置の実施

対象者の不採算店舗や閉鎖店舗の業態転換やリーシングを当社グループ全体で取り組み、当社の出店力を活かして小売店舗とレストランの複合店舗の出店も含めて、新規出店を行い店舗数の増加を目指します。

以上のことから、当社及び対象者の業務にはシナジーが見込まれる分野が多数あり、当社が対象者に資本参加し業務の共同展開を行うことは、当社のノウハウの注入により対象者の業績の改善が可能であること、また、当社にとっても当社ビジョン「世界から飢餓と貧困を撲滅する」の実現のために有効であることから、両社の企業価値の増大に十分な効果が見込まれるものと考え、対象者との間で検討を重ね、本公開買付けを通じて対象者を連結子会社化することを2012年10月３日の取締役会において決議いたしました。

本公開買付け後の経営方針としては、対象者の「地域社会に愛され、信頼される店づくり」を引続き経営理念とし、当社の「世界から飢餓と貧困を撲滅する」というビジョンに基づき運営を行います。また、現状の対象者の会社運営形態を十分に尊重しつつ、改善が必要とされる場面では積極的に当社主導により改善を行います。

また、当社は本公開買付け成立後、2012年12月を目処に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請し、本臨時株主総会において対象者の取締役の過半数となる３名の取締役を当社より指名し、監査役も１名指名する予定であり、対象者の最高顧問である新井誠一氏は、本公開買付け成立後に同職を退任する予定です。なお、対象者の従業員につきましては、今後も対象者の更なる発展に向けて能力を発揮していただきたいと考えているため、本公開買付け後もその雇用及び処遇を維持継続する予定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるＢＥ１総合会計事務所から2012年10月１日に株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得して、その参考としております。なお、公開買付者は、ＢＥ１総合会計事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ＢＥ１総合会計事務所は対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。

市場株価基準法では、基準日を2012年９月28日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日終値（118円）、直近１ヶ月の終値の単純平均値（120円、小数点以下を四捨五入、以下単純平均値の計算においては同様とします。）、直近３ヶ月の終値の単純平均値（124円）、直近６ヶ月の終値の単純平均値（134円）をもとに、普通株式１株当たり株式価値の範囲を118円から134円までと分析しています。

ＤＣＦ法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者の企業活動によって生み出されると見込まれる将来のキャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引いて株式価値を分析し、普通株式１株当たり株式価値の範囲を128円から155円までと分析しています。なお、ＢＥ１総合会計事務所は本算定において、2012年10月３日付で対象者より公表された「特別損失ならびに第２四半期業績予想との差異および通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の減損損失や店舗閉鎖の影響を予め考慮したうえで、算定を行っております。

当社は、本公開買付価格について、本株式価値算定書の算定結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討し、応募予定株主との協議・交渉を経て、2012年10月３日に本公開買付価格を普通株式１株当たり150円と決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2012年10月２日の東京証券取引所における対象者株式の終値113円に対して32.74%（小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアム率の計算においては同様とします。）、過去１ヶ月間の終値の単純平均値120円に対して25.00%、同過去３ヶ月間の終値の単純平均値123円に対して21.95%、同過去６ヶ月間の終値の単純平均値134円に対して11.94%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である2012年10月３日の東京証券取引所における対象者株式の終値110円に対して36.36%のプレミアムを加えた価格となっております。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関である太陽ＡＳＧに対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。太陽ＡＳＧは、対象者株式の価値算定のため、対象者の取締役会から対象者の事業の内容及び現状、財務状況、将来の事業計画等について資料を取得して説明を受けたとのことです。対象者は、太陽ＡＳＧからは2012年10月３日付で、対象者株式の価値に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、太陽ＡＳＧより本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

対象者が太陽ＡＳＧから取得した株式価値算定書においては、対象者株式の株式価値分析のため、市場株価法及びＤＣＦ法を用いており、各々の手法により算定された対象者株式の１株当たりの価値は、以下のとおりとのことです。

市場株価法 113円～134円
ＤＣＦ法　125円～159円

市場株価法では、2012年10月２日を基準日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日終値、直近１ヶ月間、直近３ヶ月間及び直近６ヶ月間の各期間における単純平均株価（終値）（それぞれ、113円、120円、123円、134円）、株式の流動性及び開示状況等を総合的に分析し、普通株式１株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。

ＤＣＦ法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー及び直近までの業績の動向等に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値及び株式価値を分析し、普通株式１株当たりの株式価値の範囲を算定しているとのことです。なお、太陽ＡＳＧは本算定において、2012年10月３日付で対象者より公表された「特別損失ならびに第２四半期業績予想との差異および通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の減損損失や店舗閉鎖の影響を予め考慮したうえで、算定を行っているとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、対象者、応募予定株主及び当社から独立したリーガルアドバイザーである弁護士法人大江橋法律事務所（以下「大江橋法律事務所」といいます。）から、本公開買付けに関する取締役会の意思決定の方法・過程について、必要な法的助言を受けているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役５名全員が出席した2012年10月３日開催の対象者取締役会において、太陽ＡＳＧから取得した株式価値算定書及び大江橋法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付価格、本公開買付けのその他の諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けが、今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の向上に資すると判断し、取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者取締役会は、本公開買付価格が近時の東京証券取引所における対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付価格が太陽ＡＳＧから取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれることからすれば、本公開買付価格は適切であると判断するものの、本公開買付けは、当社として対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、また、対象者としても、本公開買付け成立後も引続き対象者株式の上場が維持されるべく対応する方針であることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様に判断を委ねることとしたとのことです。

さらに、上記取締役会には社外監査役２名を含む対象者監査役の３名全員が出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(4) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は応募予定株主である新井誠一氏、アライ興産及び西町コーポとの間で2012年10月３日付でそれぞれ公開買付応募契約（「本件各応募契約」といいます。）を締結し、本件各応募契約における当社の表明及び保証（(ⅰ)設立及び存続、(ⅱ)本件各応募契約の締結及び履行、(ⅲ)強制執行可能性、(ⅳ)許認可等の取得、(ⅴ)法令等との抵触の不存在並びに(ⅵ)資金調達）について重大な誤りが存在しないことを条件に、応募予定株主のそれぞれが保有する対象者株式の全て（8,736,645株、所有割合37.68％）について本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。なお、応募予定株主は、その任意の裁量により、これらのいずれの条件も放棄することができ、応募予定株主がそれぞれ自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておりません。

(5) 本公開買付け後、対象者の株券等を更に取得する予定の有無

当社は、買付予定数の上限を設定せずに、対象者第51期第２四半期報告書に記載された2012年８月20日現在の対象者の発行済株式総数（23,185,983株）の過半数に相当する株式数（11,593,000株、所有割合50.00％）以上を取得し、対象者を連結子会社化することを目的として本公開買付けを実施しますが、対象者株式全ての取得又は対象者株式の上場廃止を企図しておらず、本公開買付けが成立した場合に、対象者株式を更に取得することは予定しておりません。

(6) 上場廃止となる見込みの有無について

本書提出日現在、対象者株式は東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは、当社として対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、また、対象者としても、本公開買付け成立後も引続き対象者株式の上場が維持されるべく対応する方針です。ただし、本公開買付けは、応募予定株主以外の対象者株主の皆様に対しても売却の機会を確保するため、買付予定数の上限を定めていないことから、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所が定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）のうち、①株主数が事業年度の末日において400人未満となった場合において、１年以内に400人以上とならないとき、②流通株式数（上場株式数から、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の持株数、発行済株式数の10％以上を所有する株主の持株数（明らかに固定的所有ではないと認められる株式を除く。）及び自己株式数を控除した株式数）が事業年度の末日において、2,000単位未満である場合において、１年以内に2,000単位以上とならないとき、③流通株式時価総額（事業年度の末日における最終価格に、事業年度の末日における流通

株式数を乗じて得た額）が事業年度の末日において、５億円未満（2012年12月末までの間は、３億円未満。）となった場合において、１年以内に５億円以上（2012年12月末までの間は、３億円以上。）とならないとき等の上場廃止基準に該当する可能性があり、その場合には、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。

ただし、本公開買付けの結果、対象者株式が上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合、当社は対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、対象者株式の上場維持に向けた最適な方策を実行する予定です。なお、上記方策の具体的な対応、実施の詳細及び諸条件につきましては、現在具体的に決定している事項はありません。

４【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

（１）【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年10月４日（木曜日）から平成24年11月１日（木曜日）まで（20営業日）
公告日	平成24年10月４日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載しております。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/）

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第３項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成24年11月15日（木曜日）までとなります。

③【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先　株式会社ゼンショーホールディングス
東京都港区港南二丁目18番１号
03（5783）8818
グループ財務部
確認受付時間　平日 10時から17時まで

（２）【買付け等の価格】

株券	普通株式１株につき金150円
新株予約権証券	―
新株予約権付社債券	―
株券等信託受益証券 （　　）	―
株券等預託証券 （　　）	―
算定の基礎	当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるＢＥ１総合会計事務所から2012年10月１日に本株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、公開買付者は、ＢＥ１総合会計事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。 ＢＥ１総合会計事務所は対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びＤＣＦ法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。 市場株価基準法では、基準日を2012年９月28日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日終値（118円）、直近１ヶ月の終値の単純平均値（120円）、直近３ヶ月の終値の単純平均値（124円）、直近６ヶ月の終値の単純平均値（134円）をもとに、普通株式１株当たり株式価値の範囲を118円から134円までと分析しています。 ＤＣＦ法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者の企業活動によって生み出されると見込まれる将来のキャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引いて株式価値を分析し、普通株式１株当たり株式価値の範囲を128円から155円までと分析しています。なお、ＢＥ１総合会計事務所は本算定において、2012年10月３日付で対象者より公表された「特別損失ならびに第２四半期業績予想との差異および通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の減損損失や店舗閉鎖の影響を予め考慮したうえで、算定を行っております。 当社は、本公開買付価格について、本株式価値算定書の算定結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討し、応募予定株主との協議・交渉を経て、2012年10月３日に本公開買付価格を普通株式１株当たり150円と決定いたしました。 本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2012年10月２日の東京証券取引所における対象者株式の終値113円に対して32.74%、過去１ヶ月間の終値の単純平均値120円に対して25.00%、同過去３ヶ月間の終値の単純平均値123円に対して21.95%、同過去６ヶ月間の終値の単純平均値134円に対して11.94%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である2012年10月３日の東京証券取引所における対象者株式の終値110円に対して36.36%のプレミアムを加えた価格となっております。

算定の経緯	（本公開買付価格の決定に至る経緯） 対象者が属する小売業界は、競合他社との価格競争や個人所得の伸び悩み、雇用不安による個人消費の停滞により、経営環境は依然厳しい状況が続いております。かかる厳しい経営環境のもと、対象者は「地域社会に愛され、信頼される店づくり」の経営理念を実現するために、生鮮部門の強化、新規商品の発掘、在庫削減等に注力しております。また、経費節減に取り組むほか、施設を転貸するなどにより収益の改善に努めてまいりましたが、業績回復の足取りは重い状況となっております。対象者は、今後の取るべき施策として、これまでとは別角度からの大胆な戦略の実施のほか、新規出店や更なる既存店舗の改装などの設備投資の必要があると考え、これらを実現するための新たなパートナーを得ることで、新生マルヤを創ることが最善の選択であると判断したとのことです。 このような状況の中で、当社は、2012年５月に対象者から資本参加と業務の共同展開の提案を頂きました。当社は、当社のビジョンである「世界から飢餓と貧困を撲滅する」を実現するためにはより多くの商品提供チャネルの構築は課題の一つであり、安全でおいしい商品をより多くのお客様にご提供できる体制を整えるため、これまでのレストランサービス業に加えて、通信販売や食材の卸売も手がけて参りました。特に、より多くのお客様に商品提供が出来る小売業のチャネルは当社ビジョンの実現に必要不可欠であると認識しており、2007年２月には野菜の専門店であるユナイテッドベジーズに資本参加、2009年７月には連結子会社化し、小売業への展開も図って参りました。対象者の店舗は埼玉県東部から千葉県にかけてのベッドタウンに立地しており、東京都や神奈川県を中心とした周辺地域から西日本にかけて立地するユナイテッドベジーズの店舗との地理的な重複は少なく、営業面で既存のビジネスとの競合はありません。また、対象者の店舗が立地するテリトリーは、当社のレストランの集中する地区でもあることから、物流や商品供給面でのシナジーが見込まれ、当社のレストランビジネスで培った効率化とホスピタリティの改善により対象者店舗の魅力向上が可能と判断しました。一方で、対象者も競合他社との競争が激化する中で商品調達力の向上と業務の効率化、店舗魅力の向上は喫緊の課題としているところであり、当社のリソースの活用により企業価値の向上につながると考えております。 当社及び対象者の企業価値向上に資するための具体的施策として、現在検討を進めておりますのは次のとおりです。 ① 当社からの商品供給、並びに共同仕入れによる商品力の向上 （精肉） 当社グループでは牛肉を中心に多量の畜産物を扱っており、共同仕入れによる調達力を強化できます。 （青果） 当社子会社であるユナイテッドベジーズが日本全国に開発した産地からの直接仕入れ、及び様々な業態への出店で培った店舗運営ノウハウにより営業強化を図ります。 （鮮魚） 当社及び当社の子会社である株式会社はま寿司の水産品調達を通じて蓄積した国内、国外の仕入れルートを活かし、より良い商品の提供を行います。 （デリカ） 当社がレストランサービス業で培ったメニュー開発力を活かしより上質でおいしい商品を提供します。 （食品） 当社グループの調達ルートと物流拠点を活かしたマーチャンダイズ全般の強化により、より魅力と値頃感のある品揃えを行います。 ② 店舗サービス、特に接客技術の向上による顧客満足度の向上 当社がレストランサービス業で培った店舗接客のための教育制度を導入することにより、顧客満足度の向上を図ります。

	③ 食品安全と店舗・プロセスセンター衛生管理の向上 当社で行っている、業界水準と比較して大幅に厳しい食品検査基準及び店舗・プロセスセンター衛生管理基準を対象者においても実施することにより、お客様が安全な商品を清潔な環境でお買い物できる体制を整えます。 ④ 効率化の推進 当社が全社を挙げて取り組んでおり、かつ蓄積してきたノウハウである業務運営の効率化手法について、対象者への導入を図ります。 ⑤ 共同での店舗開発、出店、店舗の再配置の実施 対象者の不採算店舗や閉鎖店舗の業態転換やリーシングを当社グループ全体で取り組み、当社の出店力を活かして小売店舗とレストランの複合店舗の出店も含めて、新規出店を行い店舗数の増加を目指します。 以上のことから、当社及び対象者の業務にはシナジーが見込まれる分野が多数あり、当社が対象者に資本参加し業務の共同展開を行うことは、当社のノウハウの注入により対象者の業績の改善が可能であること、また、当社にとっても当社ビジョン「世界から飢餓と貧困を撲滅する」の実現のために有効であることから、両社の企業価値の増大に十分な効果が見込まれるものと考え、対象者との間で検討を重ね、本公開買付けを通じて対象者を連結子会社化することを2012年10月３日の取締役会において決議し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。 （算定の際に意見を聴取した第三者の名称） 当社は、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関であるＢＥ１総合会計事務所から2012年10月１日に本株式価値算定書を取得して、その参考としております。なお、公開買付者は、ＢＥ１総合会計事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。 （当該意見の概要） ＢＥ１総合会計事務所は対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価をすることが適切であると考え、市場株価基準法及びＤＣＦ法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。 市場株価基準法では、基準日を2012年９月28日として、東京証券取引所における対象者株式の基準日終値（118円）、直近１ヶ月の終値の単純平均値（120円）、直近３ヶ月の終値の単純平均値（124円）、直近６ヶ月の終値の単純平均値（134円）をもとに、普通株式１株当たり株式価値の範囲を118円から134円までと分析しています。 ＤＣＦ法では、対象者から提供を受けた事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者の企業活動によって生み出されると見込まれる将来のキャッシュ・フローを想定し、それらを一定の割引率で現在価値に割引いて株式価値を分析し、普通株式１株当たり株式価値の範囲を128円から155円までと分析しています。なお、ＢＥ１総合会計事務所は本算定において、2012年10月３日付で対象者より公表された「特別損失ならびに第２四半期業績予想との差異および通期業績予想の修正に関するお知らせ」記載の減損損失や店舗閉鎖の影響を予め考慮したうえで、算定を行っております。

	（当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯） 当社は、本公開買付価格について、本株式価値算定書の算定結果を参考にしつつ、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向等を総合的に勘案し検討し、応募予定株主との協議・交渉を経て、2012年10月３日に本公開買付価格を普通株式１株当たり150円と決定いたしました。 本公開買付価格は、本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2012年10月２日の東京証券取引所における対象者株式の終値113円に対して32.74%、過去１ヶ月間の終値の単純平均値120円に対して25.00%、同過去３ヶ月間の終値の単純平均値123円に対して21.95%、同過去６ヶ月間の終値の単純平均値134円に対して11.94%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。また、本書提出日の前営業日である2012年10月３日の東京証券取引所における対象者株式の終値110円に対して36.36%のプレミアムを加えた価格となっております。

（３）【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
23,178,170（株）	11,593,000（株）	－（株）

（注１） 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,593,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注２） 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（注３） 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（23,178,170株）を記載しております。これは、対象者が平成24年10月３日に提出した第51期第２四半期報告書に記載された平成24年８月20日現在の発行済株式総数（23,185,983株）から、同日現在の対象者が保有する自己株式数（7,813株）を控除した株式数（23,178,170株）です。

（注４） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

５【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	231,781
ａのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	―
ｂのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	―
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（平成24年10月４日現在）（個）(d)	―
ｄのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	―
ｅのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	―
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成24年10月４日現在）（個）(g)	―
ｇのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	―
ｈのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	―
対象者の総株主等の議決権の数（平成24年８月20日現在）（個）(j)	231,580
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合((a)／(j))（%）	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)／(j＋(b−c)＋(e−f)＋(h−i))×100)（%）	100.00

（注１）「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数（23,178,170株）に係る議決権の数を記載しております。

（注２）「対象者の総株主等の議決権の数（平成24年８月20日現在）（個）(j)」は、対象者が平成24年10月３日に提出した第51期第２四半期報告書に記載された総株主等の議決権の数です。
ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第２四半期報告書に記載された平成24年８月20日現在の発行済株式総数（23,185,983株）から、同四半期報告書に記載された平成24年８月20日現在の対象者が保有する自己株式数（7,813株）を控除した株式数（23,178,170株）に係る議決権の数（231,781個）を分母として計算しています。

（注３）「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

６【株券等の取得に関する許可等】

（１）【株券等の種類】

普通株式

（２）【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第２項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第８項により、原則として、事前届出受理の日から30日を経過するまでは、本株式取得をすることはできません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「禁止期間」といいます。）。

また、独占禁止法第10条第１項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の２第１項。以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりませんが（同法49条第５項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、事前届出に係る株式取得に関する計画に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間（上記事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。）内に行うこととされています（同法第10条第９項）。

公開買付者は、平成24年９月13日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日受理されております。そして、平成24年10月１日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、措置期間は、平成24年10月１日をもって終了しております。なお、公開買付者は、本株式取得について、30日の禁止期間を18日に短縮する旨の平成24年10月１日付の禁止期間の短縮の通知書を受領したため、平成24年10月１日の経過をもって、禁止期間は終了しております。

（３）【許可等の日付及び番号】

許可等の日付　平成24年10月１日（排除措置命令を行わない旨の通知及び禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号　公経企第607号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）
公経企第608号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

７【応募及び契約の解除の方法】

（１）【応募の方法】

① 公開買付代理人

みずほ証券株式会社　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

② 本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。

③ 本公開買付けに係る応募の受付けにあたっては、本公開買付けに応募する株主（以下「応募株主等」といいます。）が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付けは行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することは出来ません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。（注１）

④ 応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。

⑤ 公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等には、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、本人確認書類（注２）が必要になります。

⑥ 上記③の応募株券等の振替手続及び上記⑤の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

⑦ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

⑧ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注３）

⑨ 応募の受付けに際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

（注１） 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

（注２） 本人確認書類について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類が必要になります。本人確認書類等の詳細については、公開買付代理人へお問合せください。

個人………………住民票の写し（６ヶ月以内に作成されたもの）、健康保険証、運転免許証等（氏名、住所、生年月日全てを確認できるもの）。

法人………………登記事項証明書、官公庁から発行された書類等（６ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地の両方を確認できるもの）。
法人自体の本人確認に加え、取引担当者（当該法人の代表者が取引する場合はその代表者）個人の本人確認が必要となります。

外国人株主………常任代理人に係る上記本人確認書類及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の住所地の記載のあるものに限ります。）の写し並びに常任代理人が金融機関以外の場合には、日本国政府の承認した外国政府若しくは権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

（注３） 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

日本の居住者である個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等などの専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（２）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

（その他みずほ証券株式会社全国各支店）

（３）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

（４）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

８【買付け等に要する資金】

（１）【買付け等に要する資金等】

買付代金（円）(a)	3,476,725,500
金銭以外の対価の種類	―
金銭以外の対価の総額	―
買付手数料(b)	32,000,000
その他(c)	2,200,000
合計(a)＋(b)＋(c)	3,510,925,500

（注１）「買付代金（円）(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数（23,178,170株）に、１株当たりの買付価格（150円）を乗じた金額を記載しています。

（注２）「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

（注３）「その他(c)」欄には本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

（注４）上記金額には消費税等は含まれていません。

（注５）その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

（２）【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

①【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額（千円）
当座預金	4,159,481
計(a)	4,159,481

②【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	―	―	―	―
2	―	―	―	―
計				―

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
―	―	―	―
―	―	―	―
計			―

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	―	―	―	―
2	―	―	―	―
計(b)				―

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
―	―	―	―
―	―	―	―
計(c)			―

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
―	―
計(d)	―

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

4,159,481千円（(a)＋(b)＋(c)＋(d)）

（３）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

９【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

１０【決済の方法】

（１）【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】
みずほ証券株式会社　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

（２）【決済の開始日】
平成24年11月８日（木曜日）
（注）法第27条の10第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成24年11月22日（木曜日）となります。

（３）【決済の方法】
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、応募受付けをした公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、応募受付けをした公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（４）【株券等の返還方法】
後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

１１【その他買付け等の条件及び方法】

（１）【法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容】
応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（11,593,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（２）【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】
令第14条第１項第１号イないしリ及びヲないしソ、第３号イないしチ及びヌ並びに同条第２項第３号ないし第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第１項第３号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項としては、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。
撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

（３）【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】
法第27条の６第１項第１号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第１項に定める行為を行った場合は、府令第19条第１項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。
買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

（４）【応募株主等の契約の解除権についての事項】
応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、前記「７ 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。
なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

（５）【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】
公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の６第１項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

（６）【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】
訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

（７）【公開買付けの結果の開示の方法】
本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により公表します。

（８）【その他】
本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。
また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において、若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。
本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。
応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第２【公開買付者の状況】

１【会社の場合】

（１）【会社の概要】

①【会社の沿革】

②【会社の目的及び事業の内容】

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

④【大株主】

年　月　日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数（千株）	発行済株式の総数に対する所有株式の数の割合（％）
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
計	―	―	―

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

年　月　日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数（千株）
―	―	―	―	―	―
―	―	―	―	―	―
―	―	―	―	―	―
計					―

（２）【経理の状況】

①【貸借対照表】

②【損益計算書】

③【株主資本等変動計算書】

（３）【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

①【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第30期（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日） 平成24年６月20日関東財務局長に提出

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第31期第１四半期（自 平成24年４月１日 至 平成24年６月30日） 平成24年８月１日関東財務局長に提出

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

②【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ゼンショーホールディングス
（東京都港区港南二丁目18番１号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

２【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

３【個人の場合】

該当事項はありません。

第３【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

１【株券等の所有状況】

（１）【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

（２）【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

（３）【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

（４）【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

２【株券等の取引状況】

（１）【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

３【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

４【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第４【公開買付者と対象者との取引等】

１【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

２【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役５名全員が出席した2012年10月３日開催の対象者取締役会において、太陽ＡＳＧから取得した株式価値算定書及び大江橋法律事務所から得た法的助言を踏まえ、本公開買付価格、本公開買付けのその他の諸条件について慎重に協議・検討を行った結果、本公開買付けが、今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の向上に資すると判断し、取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明することを決議したとのことです。また、対象者取締役会は、本公開買付価格が近時の東京証券取引所における対象者株式の市場株価に対して一定のプレミアムが付されていることや、本公開買付価格が太陽ＡＳＧから取得した株式価値算定書に示された評価額のレンジの範囲に含まれることからすれば、本公開買付価格は適切であると判断するものの、本公開買付けは、当社として対象者株式の上場廃止を目的とするものではなく、また、対象者としても、本公開買付け成立後も引続き対象者株式の上場が維持されるべく対応する方針であることから、本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様に判断を委ねることとしたとのことです。

さらに、上記取締役会には社外監査役２名を含む対象者監査役の３名全員が出席し、対象者取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、また、本公開買付けへの応募については、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを決議することに、監査役として異議がない旨の意見を述べたとのことです。

第５【対象者の状況】

１【最近３年間の損益状況等】

（１）【損益の状況】

決算年月	―	―	―
売上高	―	―	―
売上原価	―	―	―
販売費及び一般管理費	―	―	―
営業外収益	―	―	―
営業外費用	―	―	―
当期純利益（当期純損失）	―	―	―

（２）【１株当たりの状況】

決算年月	―	―	―
１株当たり当期純損益	―	―	―
１株当たり配当額	―	―	―
１株当たり純資産額	―	―	―

２【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	株式会社東京証券取引所 市場第二部						
月別	平成24年４月	平成24年５月	平成24年６月	平成24年７月	平成24年８月	平成24年９月	平成24年10月
最高株価（円）	158	155	143	143	170	145	119
最低株価（円）	150	131	131	120	102	110	110

（注） 平成24年10月については、10月３日までのものです。

３【株主の状況】

（１）【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 株）							単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	―	―	―	―	―	―
所有株式数（単元）	―	―	―	―	―	―	―	―	―
所有株式数の割合（%）	―	―	―	―	―	―	―	―	―

（２）【大株主及び役員の所有株式の数】

①【大株主】

年　月　日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（％）
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
計	―	―	―

②【役員】

年　月　日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（％）
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
計	―	―	―	―

４【継続開示会社たる対象者に関する事項】

（１）【対象者が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第49期（自　平成22年２月21日　至　平成23年２月20日）　平成23年５月18日関東財務局長に提出

事業年度　第50期（自　平成23年２月21日　至　平成24年２月20日）　平成24年５月18日関東財務局長に提出

②【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第51期第２四半期（自　平成24年５月21日　至　平成24年８月20日）　平成24年10月３日関東財務局長に提出

③【臨時報告書】

該当事項はありません。

④【訂正報告書】

該当事項はありません。

（２）【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社マルヤ

（埼玉県春日部市小渕243番地）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

５【その他】

対象者は、2012年10月３日に、東京証券取引所において「特別損失ならびに第２四半期業績予想との差異および通期業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際係る検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 特別損失の計上

対象者は、これまでの業績を踏まえ、将来的な収益力の改善が見込めるか否かにつき既存の各店舗ごとに再検証を行いました。その結果、平成25年２月期第２四半期累計期間において減損損失783百万円、店舗閉鎖損失引当金繰入額478百万円を計上する見込みであるとのことです。

② 平成25年２月期第２四半期累計期間の業績予想と実績値との差異

（平成24年２月21日～平成24年８月20日）

（単位：百万円、％）

	営業収益	営業利益	経常利益	第２四半期累計純利益	１株当たり純利益
前回発表予想（A）	11,500	20	20	1	0円04銭
実績（B）	10,985	△497	△485	△1,825	△78円76銭
増減額（B－A）	△514	△517	△505	△1,826	－
増減率（%）	△4.4	－	－	－	－
（ご参考） 前期実績 （平成24年２月期第２四半期累計）	13,355	24	35	△226	△9円79銭

平成25年２月期通期業績予想数値の修正（平成24年２月21日～平成25年２月20日）

（単位：百万円、％）

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	１株当たり純利益
前回発表予想（A）	23,000	50	50	10	0円43銭
今回修正予想（B）	22,000	△700	△700	△2,000	△86円29銭
増減額（B－A）	△1,000	△750	△750	△2,010	－
増減率（%）	△4.3	－	－	－	－
（ご参考） 前期実績 （平成24年２月期）	25,133	△388	△365	△912	△39円36銭

③ 修正等の理由

対象者は、当第２四半期累計期間において店舗面におきましては、４月沼南店（千葉県柏市）にて、設備および取扱い商品等において全面的に見直しを行い、収益改善のモデル店舗となる改装を実施したとのことです。その一方不採算店舗の２店舗を閉鎖し、第２四半期末店舗数は48店舗となったとのことです。

また設備面におきましては、店舗の情報をいち早く把握し、業績改善のスピードを早めるために、ＰＯＳシステムの入替えを実施したとのことです。

しかしながら、既存店舗における競争激化に伴い、来店客数の減少ならびに客単価の下落等があり収益改善は重い足取りとなったとのことです。

以上の結果、当第２四半期累計期間の業績は、営業収益（売上高および営業収入の合計）109億８千５百万円（前年同期比17.7%減）、営業損失４億９千７百万円（前年同期は営業利益２千４百万円）、経常損失４億８千５百万円（前年同期は経常利益３千５百万円）、四半期純損失については、減損損失７億８千３百万円、店舗閉鎖損失引当金繰入額４億７千８百万円を計上したこと等により四半期純損失18億２千５百万円（前年同期は四半期純損失２億２千６百万円）となったとのことです。あわせて、通期の業績予想につきましても、見通しを修正したとのことです。